

## 埼玉県認知症施策推進計画骨子（案）について

### I 計画の趣旨

認知症の人や家族に対する切れ目のない総合的な支援を推進するため認知症施策の計画を新たに策定

### II 計画の性格

- 国の「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、本県の実情に即した計画
- 「介護保険事業支援計画」の認知症施策を記載した部分として位置付けた計画

### III 計画の期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 か年）

#### IV 現 状

- ・ 全国における平成24年の認知症の人の数は約462万人であった、平成30年には500万人を超えたとされている。
- ・ 埼玉県では、平成24年は22万5千人であったが、令和7年には40万人に達すると見込まれている。
- ・ 65歳未満で発症する若年性認知症の人の数は全国で3万5千人、埼玉県で2千2百人と推計されている。
- ・ そのほか、軽度認知障害（MCI）は、高齢者人口の約13%いるとされている。
- ・ 認知症はだれもがなりうるものであり、家族が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- ・ 高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増えており、行方不明になる認知症高齢者の数も年々増加している。

## **V 課 題**

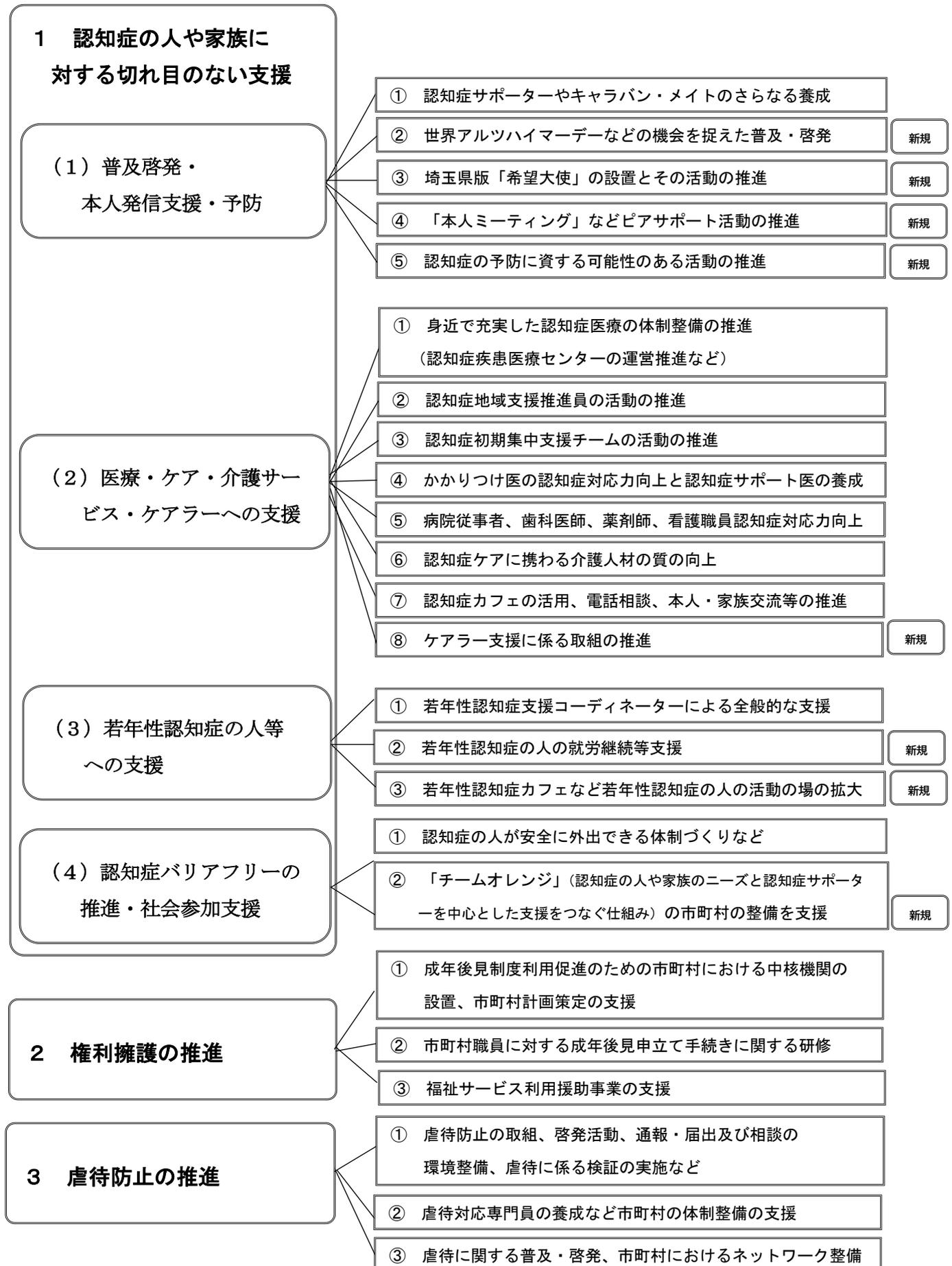
### **1 認知症の人や家族に対する切れ目のない支援**

- (1) 認知症に対する正しい理解をさらに広め、認知症予防に資する可能性のある活動を推進することが必要です。
- (2) 認知症に関する医療・ケア・介護サービスをさらに充実させ、認知症の人などを介護する人たち（ケアラー）を支援することが必要です。
- (3) 若年性認知症の人については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援することが必要です。
- (4) 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく（認知症の人や家族への支援を増やしていく）「認知症バリアフリー」の取組が必要です。

### **2 必要な人が成年後見制度を利用できる体制整備が必要**

### **3 認知症の人などの尊厳が守られる体制整備が必要**

## VI 施策の体系と主な施策



## **柱 1 認知症施策の総合的な推進**

### **(1) 普及啓発・本人発信支援・予防**

- ① 認知症サポーターの養成や、その養成講座の講師となるキャラバンメイトの養成を引き続き進めるとともに、関係職域や、小学校、中学校、高校などにおける養成講座をさらに拡充
- ② 世界アルツハイマーデー及び世界アルツハイマー月間などの機会を捉えた普及・啓発
- ③ 埼玉県版「希望大使」の設置とその活動の推進
- ④ 各市町村における「本人ミーティング」の実施などピアサポート活動の推進
- ⑤ 認知症の予防に資する可能性のある活動の推進

### **(2) 医療・ケア・介護サービス・ケアラーへの支援**

- ① 認知症の早期発見・早期診断・早期治療の徹底と、身近で充実した認知症医療の体制整備の推進（市町村が実施する検診事業の補助と地域の認知症医療提供体制の拠点として活動を行う認知症疾患医療センターの運営）
- ② 認知症地域支援推進員の活動の推進
- ③ 認知症初期集中支援チームの活動の推進
- ④ かかりつけ医の認知症対応力向上と認知症サポート医の養成
- ⑤ 病院従事者、歯科医師、薬剤師及び看護職員の認知症対応力向上
- ⑥ 認知症ケアに携わる介護人材の質の向上
- ⑦ 認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等の推進
- ⑧ ケアラー支援に係る取組の推進

### **(3) 若年性認知症等の人への支援**

- ① 若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門窓口配置される若年性認知症支援コーディネーターによる相談対応等全般的な支援
- ② 若年性認知症の人の就労継続等支援
- ③ 交流の場である若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大

#### **(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援**

- ① 認知症の人が安全に外出できる体制づくりと早期発見・保護のためのネットワーク活動の推進
- ② 「チームオレンジ」(認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み)の市町村における整備の支援

#### **柱2 権利擁護の推進**

- ① 成年後見制度利用促進のための市町村における中核機関の設置、市町村計画策定の支援
- ② 市町村職員に対する成年後見申立て手続きに関する研修の実施
- ③ 日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う事業(あんしんサポートねっと)の支援

#### **柱3 虐待防止の推進**

- ① 虐待防止の取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、虐待に係る検証等の実施
- ② 高齢者虐待対応専門員の養成など市町村の体制整備の支援
- ③ 虐待に関する普及・啓発、市町村におけるネットワークづくりなどの体制整備支援